

令和4年福島県沖地震による住宅修理支援に係る申請受付窓口の開設について

1 概要

令和4年3月の福島県沖地震により住家被害を受けた世帯に対して、速やかな被災者の生活の安定を図る一助とするため、準半壊以上の被害については、災害救助法による住宅の応急修理制度による支援の対象となりますが、準半壊に至らない（一部損壊）被害については、この制度の対象外であるため県独自の住宅修理支援事業を実施します。

◆支援対象

被害の区分（損害割合）	支援の内容
全壊（50%以上）	災害救助法による住宅の応急修理制度 <半壊以上> 59万5千円まで <準半壊> 30万円まで
大規模半壊（40%以上50%未満）	
中規模半壊（30%以上40%未満）	
半壊（20%以上30%未満）	
準半壊（10%以上20%未満）	【県独自支援】 修理費が20万円以上の場合、10万円交付
準半壊に至らない（10%未満） （一部損壊）	

2 対象となる住宅修理

応急修理制度、一部損壊修理支援制度とも対象となる修理内容は同じ

- 壊れた屋根、基礎、柱・梁、外壁、床等の補修
 - 壊れたドアや窓等の開口部の補修
 - 配管・配線の補修（上下水道管の水漏れ補修等）
 - 壊れた便器や浴槽等の衛生設備の交換
- 等 ※内装に関するものや家電製品は原則対象外

3 申請窓口

正庁（本庁舎2階） ※り災証明書申請窓口と同じ
5月16日（月）から開設